

九州船用工業会会費規則別表区分の変更届出

令和 年 月 日

九州船用工業会 会長 殿

会社名

代表者名

印

当社の社員数の変更により、会費算定にかかる会費規則別表の区分に移動が生じたので届け出します。

なお、本日現在の社員数構成等は下記のとおりです。

記

社員数 名
(内 役員数 名 従業員数 名)
現行区分 A B C D E F
見直し区分 A B C D E F

会費規則別表

級別	社員数	月額	年額
A	6人未満	3,000円	36,000円
B	6人～10人	4,000円	48,000円
C	11人～29人	5,000円	60,000円
D	30人～59人	6,000円	72,000円
E	60人～99人	7,000円	84,000円
F	100人以上	8,000円	96,000円

注) 本届出は年度末までに行う必要があります。
会費区分の変更は次年度からとなります。

九州船用工業会会費規則別表区分の変更届出

令和 年 月 日

九州船用工業会 会長 殿

会社名

代表者名

印

当社の社員数の変更により、会費算定にかかる会費規則別表の区分に移動が生じたので届け出します。

なお、本日現在の社員数構成等は下記のとおりです。

記

社員数 名
(内 役員数 名 従業員数 名)
現行区分 A B C D E F
見直し区分 A B C D E F

会費規則別表

級別	社員数	月額	年額
A	6人未満	3,000円	36,000円
B	6人～10人	4,000円	48,000円
C	11人～29人	5,000円	60,000円
D	30人～59人	6,000円	72,000円
E	60人～99人	7,000円	84,000円
F	100人以上	8,000円	96,000円

注) 本届出は年度末までに行う必要があります。
会費区分の変更は次年度からとなります。